

平成25年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成25年7月25日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 神谷 出 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第18号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第4 議案第19号 平成26年度使用小学校特別支援学級教科用図書採択について

- 日程第5 議案第20号 平成26年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第6 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第8 報告事項3 町立瑞穂第二小学校校庭芝生化工事請負契約について

開会 午前10時00分

森田委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、戸田委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、議案第18号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第18号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案理

由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、教育委員会において審議する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長

説明いたします。平成25年度、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成24年度対象事業分）案を説明します。当事業につきましては、平成21年度からの事業となっています。

3枚おめくりください。1ページになります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、「1 目的」ですが、(1)瑞穂町教育委員会は、毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、教育委員会の課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図ります。(2)点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く町民に公表することにより、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ります。

「2 点検及び評価の対象」ですが、平成24年度の事務事業になります。

「3 点検及び評価の実施方法」ですが、点検及び評価は、前年度の事務事業の進捗よく状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施します。①「点検」・「評価」では、教育委員会事務局各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検及び評価し、別表の基準に基づき記載します。教育委員会事務局の部長及び課長級職員は、点検・評価の結果を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示します。②教育に関する有識者の知見の活用では、点検・評価について客観性を確

保するため、学識経験を有する方から意見を聴いています。今年度は東京女子体育大学教授、田中洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店支店長、下田育男氏にお願いをしています。③有識者の意見を踏まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

「4 町議会への報告」ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。

「5 公表」ですが、記載の4つの方法で町民に公表します。

「6 点検及び評価結果の活用」ですが、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策及び事業等の改善・充実に活用します。

次に点検の基準ですが、Aは「目標を上回って達成できた」、Bは「目標をほぼ達成できた」、Cは「目標を半分まで達成できた」、Dは「目標を達成できなかった」の4段階となっています。

次に10ページをご覧ください。点検・評価結果についてですが、Aの評価の事業が2、Bの評価の事業が145、Cの評価の事業が5、Dの評価の事業が0、合計152事業です。課別の内訳並びに方針別内訳については、記載のとおりです。

次に11ページをご覧ください。事務事業の点検・評価の見方についての説明です。

12ページから88ページに、基本方針1～4までの施策別点検・評価と方針ごとの課題及び今後の方向性を記載しています。

次に91・92ページをご覧ください。こちら2ページが、田中洋一氏と下田育男氏からの意見になります。意見の内容ですが、「平成24年度の教育目標の各基本方針に掲げる事務事業は、全体を通して適切に実施されており、満足できる状況と判断した。」という意見であります。個別の事業についての意見の中で、「平成24年度から評価基準を変更するとともに、事業ごとの今後の方向性を記号化したことにより見た目にも分かりやすい点検評価となっているが、各事業を評価する際には、目標に対して結果がどうであったかを評価するため、目標

をどのように設定するかが重要である。単純に前年度比較でなく、町の人口規模、児童・生徒数等から推考し必要以上に高い数値目標を設定してサービスの質の低下を招かないよう、適正な規模の数値を目標とし、数値の客観的根拠を明示する必要がある。以上を踏まえ、更なる「開かれた教育委員会」「信頼される教育委員会」を目指し、点検及び評価の透明性を確保し、誰が見てもわかるシステムとなるように引き続き取り組んでいくことが重要である。」ということです。最後に、「特定の学校に子どもを通学させたいために、その地域に住居を求める保護者もいる社会情勢であり、学校あるいは自治体にとっては厳しい評価を受ける状況であるが、その期待に応えるべく町全体の教育体制一層の充実を求める良い街づくりを進めてほしい。」という意見でした。

93ページ以降は、瑞穂町教育委員会の平成24年度の活動状況等です。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

清水委員 報告書(案)の分量が相当量ありますので、スムーズに進められるように進め方としまして、ローマ数字の項目ごとに審議していただきたいと思います。

森田委員長 たいだいま清水委員よりローマ数字の項目ごとに審議するのご意見がありましたが、その進行でよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、Ⅰ、Ⅱ及び方針1から審議をいたします。ページは12ページから22ページです。

戸田委員 2点お伺いします。1点目、12ページのNo.2のスカイホール主催事業「地球のステージ6～久遠の帰還～」は、学校での取り組みということでよいのでしょうか。鑑賞後に子どもたちがどのようになったか、または事前の取り組みなどはどうなっているのでしょうか。

2点目、14ページのNo.7の子どもリーダー宿泊研修会ですが、参加者数が37人で、小学校高学年の人数か

らいくと少ないような気がします。参加率で評価されているのでしょうか。基準はどのようになっているのでしょうか。

社会教育課長 1点目につきましては、一般の方々にも開放しています。中学生は2回鑑賞できるシステムで行っています。今回の講演は東日本大震災の内容も含んでいます。事前研修ということは社会教育ではしていませんが、見ることとおして社会や世界を認識してもらう手段と考えています。そのような意識を高められたと判断してB評価としています。

2点目につきましては、記載の目標を達成したことからB評価としています。子ども会のリーダーも別の行事もあつたりして人数が減少してきています。子ども会のリーダーを対象とし、事業としては50名を募集しています。

教育部長 1点目につきまして補足いたします。人権教育面で各教科の中で事例教育として活用しています、と校長から聞いており、評価もされています。

清水委員 1点お伺いします。15ページのNo.8の「子どもリーダー講習会」ですが、評価にあたっては人数の減でみるのか、割合でみるのでしょうか。

社会教育課長 目標において人数設定をしていますので人数でみています。

清水委員 対象人数が年度ごとに変化するので、人数ではなく参加率でみるべきと考えられます。次年度以降は目標設定において考慮していただきたい。

追加で21, 22ページの課題と今後の方向性についてですが、課題の下から4行目の記載は具体的にどこに該当するのでしょうか。また、今後の方向性の⑨も具体的にはどのようにするのでしょうか。

社会教育課長 特に青少年を対象とした事業において人権に注意して実施しています。国際交流事業においても、写真撮影など肖像権に配慮しています。また、地球のステージにおいて、人権について考える機会、意識啓発の機会と捉え

ています。このあたりが該当します。

森田委員長 方針1までにつきましては、以上でよろしいでしょうか。それでは方針2について審議をいたします。ページは23ページから46ページになります。

滝澤委員 学力についての方針2が一般的に一番興味のあるところだと思います。方針2において46事業実施しており、評価も全てB評価となっています。もう一步踏み込んだ取り組みを期待したい。

指導課長 ご意見を踏まえ具体的な取り組みを今後進めていきます。

戸田委員 3点お伺いします。1点目、No.40の学校図書館の充実において、計画的な図書の購入とありますが、学校ではどのように取り組んでいるのでしょうか。また、今後の方向性の説明でコンピュータの入れ替えとありますが、どのようになるのでしょうか。2点目、No.54の給食指導の充実において、食育の指導も進められているところですが、給食の残菜が多い状況です。給食のメニューにより差があるのでしょうか。残菜問題に対して給食センターと協力して、もう一步踏み込んだ取り組みがほしい。3点目、No.61の部活動の支援ですが、外部指導員は何人いるのでしょうか。

指導課長 1点目につきましては、図書の購入にあたっては、予算の範囲内で子どもや保護者、あるいは教員にアンケートを取り、その結果も参考にして購入しています。また、図書館のパソコンに専用のソフトを入れて、蔵書検索や貸し出し状況を管理できるようにしています。現在、そのソフトの入れ替えをしているところです。

2点目につきましては、食育、食事のマナーや栄養についての指導は行っていますし、給食を残さないようにとの指導も行っています。メニューについて指導課から意見等を言うのは難しさもあります。また、食物アレルギーの問題もあり、給食を残さないようにという指導も難しい場合もあります。教育課とも連携して進めていきます。

3点目につきましては、数名の外部指導員を導入しています。

図書館長 1点目につきまして図書館から補足させていただきます。修学旅行前には事前研修できるように図書館から図書等を提供しています。希望数が多い場合などは、多摩地区で相互貸借の連携がありますのでそれを活用して、提供が可能となっています。学校と連携できる体制を作っています。

教育課長 2点目につきまして教育課から補足させていただきます。給食センターからは残菜が多いとの報告は受けていますし、メニューにより残菜量に差があるとのことも報告を受けています。給食を作る上で金額的な問題もあり、出さざるを得ない食材もあり、人気のないメニューは存在します。アレルギーも含めて給食センターで検討しています。町も協働して取り組んでいます。

森田委員長 学校図書館の図書の充足率は基準以上となっているのでしょうか。

指導課長 現在、詳しい資料がございませんので具体的な数値はお答えできませんが、基準以上となっています。数値につきましては後ほど提供いたします。

森田委員長 充足率も基準以上で各校に司書も配置しているので、A評価で良いのではないのでしょうか。

教育課長 数年前に議会でも同様の質問を受けたことがあります。その時に100%以上と回答しています。現状的には今も変化はないと思われま。

森田委員長 方針2につきましては、以上でよろしいでしょうか。それでは方針3について審議をいたします。ページは47ページから66ページになります。

清水委員 1点お伺いします。No.77の新補・転補管理職研修会の実施ですが、町の現状と課題について具体的に説明をしているのでしょうか。議会や教育委員会で議題となっていることも含めてなののでしょうか。

指導課長 学力や不登校面が中心となっています。議会や教育委員会までは入っていません。今後改善していきます。

統括指導主事 校長連絡会や副校長連絡会において説明はしています。

戸田委員 1点お伺いします。No.88の学校評価結果の公表ですが、保護者へのアンケート結果など丁寧に学校便りに掲

載されています。A評価でも良いのではないのでしょうか。

指導課長 各校とも学校便りやホームページで発信しています。ただ、具体的にどう改善していくか、ということまでになっていませんのでB評価としています。

清水委員 学校には保護者からいろいろな意見や問い合わせがあると思います。そのようなことにも回答の義務があると考えられます。

指導課長 町としましては、法的には整備していませんが、説明責任の観点から回答しています。

森田委員長 方針3につきましては、以上でよろしいでしょうか。それでは方針4及び有識者の意見について審議をいたします。ページは67ページから92ページになります。

清水委員 1点お伺いします。No.98の生涯学習推進計画の推進ですがC評価となっています。進捗管理ができなかった理由は何でしょうか。また、各課とは具体的にどこでしょうか。

社会教育課長 町全体を把握するのが主管課としての役目ですが、計画の進捗状況調査ができませんでした。また、各課とは町全体の課です。

清水委員 計画の進捗管理をする上での事務連絡会のような場の設定はないのでしょうか。

社会教育課長 ありません。

清水委員 管理していく上で事務連絡会を開催し、事業ごとの課題等を抽出していくことが必要です。それができないと計画自体が絵に描いた餅となってしまいます。

教育部長 補足いたします。当初はB評価としていましたが、教育部の管理職が集まり、点検評価の会議をした中でC評価としました。社会教育課としての事業は進捗管理できています。しかし、たとえばウォーキングについてですが、住民部や福祉部でも実施しています。それぞれの部の進捗がどうなのか、ということをお社会教育課が把握していなければならないのですが、それができていないためC評価としています。

清水委員 追加でお伺いします。No.102の人材活用システムの運営はC評価となっていますが、去年はB評価でした。C評価となった理由は为什么呢。また、C評価となっているのが全て社会教育課となっていますが、何か理由があるのでしょうか。

社会教育課長 人材活用システムについて周知はしていますし、システムへの登録もありましたが、活用が1件もありませんでしたのでC評価としています。各学習団体が主体的に動き、講師を自分たちで探しています。今後はより充実したリストとして周知していきます。また、システムの活用のあり方についても今後検討していきたいと考えています。

教育部長 補足いたします。社会教育課については、事業の周知度合いにおいて、前年と同じ方法となってしまうと、より周知したという状況になっていません。多少の甘さがあったかもしれないという厳しい見方をして、B評価をC評価に変更したりしています。今までどおりの取り組みではなく、新しい取り組みをしていかなければならない状況となっています。反省も含めてということで社会教育課においてC評価が出されています。

清水委員 昨年並みであればB評価でも良いと思います。

教育部長 評価の考え方について、有識者から対前年比で考える傾向があるが、目標設定がどうなっているかで評価をすべきとの話がありました。目標の設定の仕方等について検討していきます。

森田委員長 評価をするのは非常に難しい。主観がどうしても入ってしまう。外部評価をすることが必要と思います。ただし、外部評価を依頼しても細部までは見られない。町民の目線にたって評価を実施していただきたいと思います。点検評価を始めて5年が経過していますので次回に期待したいと思います。

清水委員 No.105のこどもフェスティバルですが、C評価となっています。A評価からC評価になっているのはひどすぎるのではないのでしょうか。

社会教育課長 屋外を活用しているイベントなので天候に左右されます。方向性で示していますようにイベントに対する適正

規模を決めて、ふれあいという本来の目標を達成できるようにしたいと考えています。

清水委員 No.109のジュニアリーダー養成講座もC評価となっています。参加者数が減少したということですが、数だけで考えるのはいかがでしょうか。

社会教育課長 先ほどのこどもフェスティバルと同様に事業の適正規模を研究していきます。参加者数が減っていますが、実施回数も減っています。

森田委員長 この報告書は公表されます。評価が一人歩きしてしまいます。慎重に評価すべきと思われます。

清水委員 去年の報告書と比較する人はそれほどいないと思いますが、A評価からC評価となるとよほどの過失があったのではないかと考えられてしまいます。評価は難しいので慎重にしていきたいと思います。

教育課長 補足いたします。単年度評価としましてはB評価でも良いのかもしれませんが、前年度に拡大していくとしていて下がってしまっているのがC評価としています。今後は目標の記載の仕方について前年度の状況も踏まえて検討していきます。

戸田委員 要望としてですが、出前講座の利用がなかったということですが、放課後子ども教室のスタッフが不足しているという話を聞いています。また、子ども会事業も大変とのこと聞いています。このあたりを社会教育課でつなげていけると良いのではないのでしょうか。ジュニアリーダーの養成においても、高学年をリーダーとして育てていく上で学校と連携していくことも必要ですし、その点についての評価も必要と思われます。

清水委員 有識者についてですが、元校長とか内部OBも有識者に取り入れたらどうでしょうか。5人ぐらいの組織で評価していくことも必要かと思われます。

教育課長 ご意見としまして検討していきます。要綱上、有識者は3名まで委嘱できます。現在2名ですのもう一人について検討していきます。

戸田委員 要望としてですが、前に戻ってしまいますが、45ページの課題の中段あたりの記載について、通級に行くと

普通学級に戻れなくなるようなイメージや認識が保護者にあります。周りの理解を得られず、孤立化してしまうという意見があります。そのようなことはないということを周知していただきたいと思います。

指導課長 入退級システムとしていますし、実際に退級する子どももいます。しかし、特別支援について正しく理解されているとは思いません。教育委員会だけではなく学校も課題として捉えています。

森田委員長 全体としてですが、平成19年の法改正に基づき点検評価を実施していますが、そろそろ成熟化がされるころです。評価の適正性等の意見が委員のみなさまからありました。報告書の活用が必要と思われます。教育委員会だけにかぎって報告書を出しています。前年A評価が13、今回は2事業でした。もっと自分たちの仕事に自信をもって良いのではないのでしょうか。町民に対して自信をもって事業に取り組んでもらいたい。また、今後の方向性がほとんど「b」として説明を省略しています。期待感を感じられるので記載した方が良いと思います。点検評価のサイクルをシステム化していくことが必要です。次回に期待します。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第18号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、議案第19号、平成26年度使用小学校特別支援学級教科用図書採択について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第19号、平成26年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由のご説明を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成26年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明いたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の採択について、種目ごとに1種の教科用図書の選定をすることとしている規定です。

また、学校教育法附則第9条につきましては、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。

平成26年度の小学校特別支援学級教科用図書は、別紙一覧表のとおりでございます。これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である第一小学校長より、採択してほしい旨の報告がきたものを毎年度採択するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明がおわりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 1点お伺いします。昨年度と同じ図書がありますが、2～3年使用するのでしょうか。

指導課長 子どもの適正に合わせて使用しますので、複数年使用することが多いです。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第19号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第19号を原案どおりに決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、議案第20号、平成26年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第20号、平成26年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由のご説明を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成26年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明いたします。特別支援学級教科用図書の採択の概要については、先ほどの小学校特別支援学級教科用図書の時に説明しましたので、省略させていただきます。

平成26年度の中学校特別支援学級教科用図書は、別紙一覧表のとおりでございます。これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂中学校長より、採択してほしい旨の報告がきたものを毎年度採択するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

各委員 なし。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第20号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第20号を原案どおりに決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、ご報告申し上げます。

す。瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正しましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。今回の改正は大きく2点になります。1点目は文言整理になります。2点目は第4条関係の別表第1と第2の改正になります。補助限度額や所得の基準額を改正するものです。モデル世帯を基に算出していましたが、子どもの人数に応じた算出となり、より細やかな算出となっています。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質問にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

森田委員長 質問もないようですので、質問を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて、日程第7、報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、ご報告申し上げます。瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正しましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。報告事項1の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正と同様に、モデル世帯で算出していたものを、子どもの人数に応じて所得基準を設け算出しています。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補

助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質問にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

森田委員長 質問もないようですので、質問を終結いたします。報告事項2を承認いたします。つづいて、日程第8，報告事項3，町立瑞穂第二小学校校庭芝生化工事請負契約について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項3，町立瑞穂第二小学校校庭芝生化工事請負契約について、ご報告を申し上げます。平成25年第2回瑞穂町議会臨時会において、議案第41号として上程し、平成25年7月5日に議決を得ましたので報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。1枚おめくりください。契約の目的ですが、町立瑞穂第二小学校校庭芝生化工事です。契約の方法ですが、指名競争入札による契約です。契約金額ですが、金6千289万5千円です。契約の相手方ですが、日本体育施設株式会社東京支店、支店長、岡村賢です。

裏面をご覧ください。入札経過になります。

添付資料1をご覧ください。工事概要ですが、校庭芝生張芝工事として、西洋芝を4千790㎡敷き詰めます。雨水集水施設工事ですが、20トンの貯水槽を新設し、体育館の屋上に降った雨と井戸水を主にし、芝生の散水用の水を貯水します。また、雨水の浸透施設としてマンホールを2基設置します。井戸掘削工事ですが芝生の散水のための井戸を掘ります。散水設備工事ですが、芝生用のスプリンクラーを15台設置します。倉庫新設工事ですが、芝刈り機や肥料散布機などの芝生の維持管理備品を収納するプレハブ倉庫を新設します。施設整備工事ですが、ラインポイント新設や砂場を新設します。張った芝生の工期内の維持管理や初期養生も工事に含めてい

ます。

1枚おめくりください。添付資料2をご覧ください。芝生の基盤，ダスト舗装表面処理及び倉庫の図面になります。

1枚おめくりください。添付資料3をご覧ください。散水設備，貯水槽及び工事完了後の校庭イメージ図になります。

以上，説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質問にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

森田委員長 質問もないようですので，質問を終結いたします。報告事項3を承認いたします。以上をもちまして，本定例会に付議された案件は，すべて終了いたしました。これにて平成25年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前11時31分

この会議録は，書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員